

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直し案整理表

法人名		独立行政法人空港周辺整備機構			府省名	国土交通省	
沿革		昭和49年 4月 大阪国際空港周辺整備機構設立 昭和51年 7月 福岡空港周辺整備機構設立 昭和60年 9月 両機構を統合して新たに空港周辺整備機構設立 平成15年10月 独立行政法人空港周辺整備機構へ移行 平成24年 7月 大阪国際空港に係る周辺環境対策事業を新関西国際空港株式会社に承継(大阪国際空港事業本部廃止)					
中期目標期間		第1期:平成15年10月1日～平成20年3月31日 第2期:平成20年4月1日～平成25年3月31日					
役員数及び職員数 ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。 (平成24年1月1日現在) (平成24年7月1日現在)		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員	非常勤職員	
		7人(1人)	6人(1人)	1人(1人)	60人	4人	
		4人(1人)	3人(1人)	1人(1人)	28人	4人	
年度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度(要求)
国からの 財政支出 額の推移 (単位:百万円)	一般会計						
	特別会計	1,827	1,760	1,094	898	388	246
	計	1,827	1,760	1,094	898	388	246
	うち運営費交付金	—	—	—	—	—	—
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—	—	—
	うちその他の補助金等	1,827	1,760	1,094	898	388	246
	うち政府出資金	—	—	—	—	—	—
支出予算額の推移 (単位:百万円)		11,824	12,732	8,828	5,802	3,269	2,609
利益剰余金の推移 (単位:百万円)		370	350	411	330		
発生要因		再開発整備事業において、利益が費用を上回っているため。					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等)		<p>〈業務運営の効率化に関する事項〉</p> <p>○ 組織運営の効率化について、平成20年度に大阪国際空港事業本部事業第二部移転補償課の業務を事業第一部用地補償課に集約したうえで事業第一部・事業第二部を統合し、総務部及び事業部の2部制に再編するとともに、移転補償課を廃止した。また、更なる組織運営の効率化を図るべく、事業量の推移等を踏まえ、組織・定員の見直しを継続的かつ弾力的に実施しており、平成24年7月の大阪国際空港事業本部の廃止等により、平成19年度に比して平成24年7月1日までの間に役職員58名の削減(90名→32名)を行った。</p> <p>○ 業務運営の効率化については、中期計画に掲げる20%(前中期目標期間の最終年度(平成19年度)比)以上に相当する額を削減する目標に対して、各事業において契約方法の見直しなどの事業執行方法の改善を通じて効率的な執行に取り組んだ。大阪国際空港の騒音対策区域を見直したこともあり、平成23年度において60.9%に相当する額を削減し、中期目標及び中期計画の達成に向けて着実な実施状況にある。</p> <p>また、一般管理費の削減についても計画以上の削減実績を上げており、平成23年度において中期計画に掲げる15%を大幅に上回る27.8%に相当する額を削減した。</p> <p>○ 民家防音工事補助事業において、空調機更新工事について申請者が自ら電気店等で機器を購入・設置(更新)し、その後に補助金を請求・受領するよう補助プロセスを見直すとともに、申請者に対する補助金を定額とする制度を導入し、事務・事業の効率化を図った。</p> <p>〈財務内容の改善に関する事項〉</p> <p>○ 繰越欠損金(平成19年度決算:△89百万円)については、計画より1年早い平成20年度決算において解消した。</p>					

見直しの基本方針での指摘	見直しに係る具体的措置
<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22年12月7日閣議決定)</p> <p>【事業規模の縮減】 周辺環境対策の進ちよく、コスト縮減等を通じて、事業規模の縮減を図る。 関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に伴う周辺環境対策事業の実施主体の移管の検討結果等を踏まえ、適切な政府出資の規模を検討する。</p> <p>【大阪国際空港事業本部の業務移管】 大阪国際空港の周辺環境対策については、関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に併せて新会社に移管する方向で検討し、速やかに結論を得る。</p> <p>【福岡空港事業本部の業務】 福岡空港の周辺環境対策については、国管理空港の民営化等も含めた運営の在り方についての検討結果を受けて、福岡空港の運営全体の在り方の検討を行う中で、実施主体の検討を行う。</p> <p>「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」 (平成24年1月20日閣議決定)</p> <p>【空港周辺整備機構】 ○ 今後、国管理空港に係る運営の民間委託等を進める中で、福岡空港につき民間委託等を行うこととなる際に、本法人が行う福岡空港の周辺環境対策も、その適正な実施を確保しつつ、新たな空港運営主体に移管する方向で検討する。</p> <p>○ それまでの間、成果目標達成法人とする。</p>	<p>事業規模の縮減については、周辺環境対策の進ちよく、コスト縮減等を通じて縮減した。</p> <p>政府出資の規模については、10.5億円を3億円に減額した。</p> <p>大阪国際空港の周辺環境対策については、平成24年7月1日をもって、大阪国際空港に係る周辺環境対策事業を新関西国際空港株式会社に承継し、大阪国際空港事業本部を廃止した。</p> <p>福岡空港を含む、国管理空港運営の民間委託を行う仕組み等の導入については、第180回通常国会に「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案」(提出閣法第54号)を提出、継続審議となっているところ。</p> <p>福岡空港を含む、国管理空港運営の民間委託を行う仕組み等の導入については、第180回通常国会に「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案」(提出閣法第54号)を提出、継続審議となっているところ。</p> <p>成果目標達成法人の類型については、「行政事業型」とし、国と密接な連携を図りつつ、确实・正確な執行に努めることとする。</p>
<p>今後の見直しの方向性</p>	<p>機構は、行政事業型法人として、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」(昭和42年法律第110号)に基づく以下の事業について、国と密接な連携を図りつつ、确实・正確な執行に努めることとする。</p> <p>○ 緑地造成事業については、第三種区域の移転補償跡地について緩衝緑地帯を整備する事業であり、国の業務を機構が委託を受けて実施する。</p> <p>○ 再開発整備事業については、当面、既存物件の修繕や維持管理を主な業務とする。</p> <p>○ 民家防音事業については、第一種区域指定の際、現に存在した対象家屋の住民からの申請に基づいて、機構が、国及び関係自治体からの補助金を受けて、住宅防音工事及び同工事により既に設置された空調機器の更新工事などの助成を行う事業を実施する。</p> <p>○ 移転補償事業については、第二種区域指定の際、現に存在した住宅等を区域外へ移転又は除却するときの建物の補償及び土地の買入れを行う事業であり、対象家屋の住民等からの申請に基づいて、国の業務に関する事務を機構が委託を受けて実施する。</p>